

# 資料編

- 1 SDGsとの関係性
- 2 広域的な視点からの整理
- 3 前計画での主な取組
- 4 改定経緯
- 5 用語集

# 1 SDGsとの関係性

第3章「都市づくりの方針」では、6分野の方針と関係性が深いSDGs\*のゴールを示しています。

下記の一覧表は、6分野の方針をより細分化した方針ごとに、SDGs\*のゴールとターゲット(例:2.3)の関係性を整理したものです。

## ■SDGs\*のゴール・ターゲットと都市づくりの方針の関係性について

都市づくりの方針		SDGs(ゴール)											
		2 飢餓をゼロに	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
1 土地利用	(1)区域区分の基本方針	①市街化区域の基本方針				8.2 8.3	9.1 9.2	11.1 11.3 11.a					17.17
		②市街化調整区域の基本方針	2.3 2.4				9.1	11.1 11.3 11.a					17.17
	(2)用途別土地利用方針	①商業・業務系土地利用				8.2 8.3	9.1						17.17
		②工業・流通系土地利用				8.2 8.3	9.2						17.17
		③住居系土地利用					9.1	11.1 11.3 11.a					17.17
		④集落系土地利用	2.3 2.4				9.1	11.1 11.3 11.a				15.1 15.2	17.17
		⑤農業系土地利用	2.3 2.4									15.1 15.2	17.17
	2 市街地形成	(1)良好な居住環境の形成	①健全な市街地の形成					9.1	11.1 11.3 11.7 11.b				17.17
			②住工混在の解消						11.1 11.3				17.17
		(2)魅力ある商業・業務地の形成	①都市機能の維持・充実				8.2 8.3		11.1 11.7				17.17
②日常生活の利便性確保								11.1				17.17	
(3)活力ある産業・観光の振興		①産業・観光エリアの形成				8.2 8.3 8.9	9.2		12.b			17.17	
(4)協働による居住環境の維持・充実		①地域による居住環境の適正管理・向上						11.3				17.17	
3 交通体系	(1)都市の発展を支える道路網の形成	①道路整備によるネットワーク形成					9.1			13.1		17.17	
		②道路環境の適正管理と改善					9.1			13.1		17.17	
		③安全で快適な道路環境の形成					9.1					17.17	
	(2)市民生活を支える公共交通網の形成	①公共交通の維持・充実					9.1	11.2	13.1			17.17	
		②交通結節点の機能強化					9.1	11.2				17.17	
		③公共交通の利用促進					9.1	11.2	13.1			17.17	
		④公共交通網の改善・新設					9.1	11.2				17.17	

都市づくりの方針		SDGs(ゴール)											
		2 飢餓を ゼロに	6 安全な水 とトイレを 世界中に	7 エネルギー をみんなに そして クリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と 技術革新 の基盤を つくろう	10 人や国の 不平等を なくそう	11 住み続けら れるまちづ くりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動 に具体的 な対策を	14 海の 豊かさを守 ろう	15 陸の 豊かさを守 ろう	17 パートナー シップで 目標を 達成しよう
4 水と緑	(1)水と緑のネットワーク形成	①水と緑のネットワークの充実	6.6					11.7 11.a				15.1 15.2 15.5 15.9	17.17
		②緑道等の整備・充実						11.7 11.a				15.1	17.17
		③水辺空間の保全・活用	6.6					11.7 11.a		13.1		15.1 15.5 15.9	17.17
	(2)集い憩える公園づくり	①公園の充実						11.7 11.b		13.1		15.1	17.17
		②公園の維持管理						11.7					17.17
		③公園の利用・活用の推進						11.7					17.17
	(3)身近な緑の管理・保全	①緑地等の管理・保全						11.7				15.1 15.2 15.5	17.17
		②街路樹の管理・保全										15.1	17.17
		③農地の保全	2.3 2.4									15.1 15.5	17.17
		④緑化の推進						11.7				15.1 15.2 15.5	17.17
	5 都市環境	(1)環境に配慮した都市づくりの推進	①スマートシティの実現		7.1 7.2 7.3		9.4	11.3 11.6 11.b	12.2	13.1 13.2		15.1	17.17
			②循環型都市づくり	6.3 6.b	7.1 7.2 7.3		9.4	11.6	12.2 12.5	13.1 13.2	14.1		17.17
③生物多様性の確保			6.6								15.1 15.4 15.5 15.9	17.17	
(2)越谷らしい景観形成の推進		①地域資源を活かした景観づくり						11.4 11.a	12.8 12.b				17.17
		②魅力を高める景観づくり						11.a	12.8				17.17
		③守り創り育てる景観づくり						11.4 11.a	12.8				17.17
(3)福祉の都市づくりの推進		①暮らしやすい都市づくり					10.2 10.3	11.1					17.17
		②医療・福祉機能の充実					10.2	11.1					17.17
(4)都市施設の適正管理		①上水道の適正管理		6.1			9.1						17.17
		②下水道の適正管理		6.2 6.3 6.b			9.1				14.1		17.17
		③その他都市施設の適正管理					9.1	11.6	12.5				17.17
(5)公共施設等の適正管理		①公共施設等の適正化と活用				9.1	11.7					17.17	
6 安全・安心		(1)防災・減災対策の推進	①災害に強い都市づくり				9.1	11.5 11.7 11.b		13.1			17.17
			②災害・防災情報の充実					11.5 11.b		13.1			17.17
			③協働による地域防災力の強化					11.5 11.b		13.1			17.17
	(2)防犯対策の推進	①防犯の視点を取り入れた環境づくり					11.7					17.17	

## 2 広域的な視点からの整理

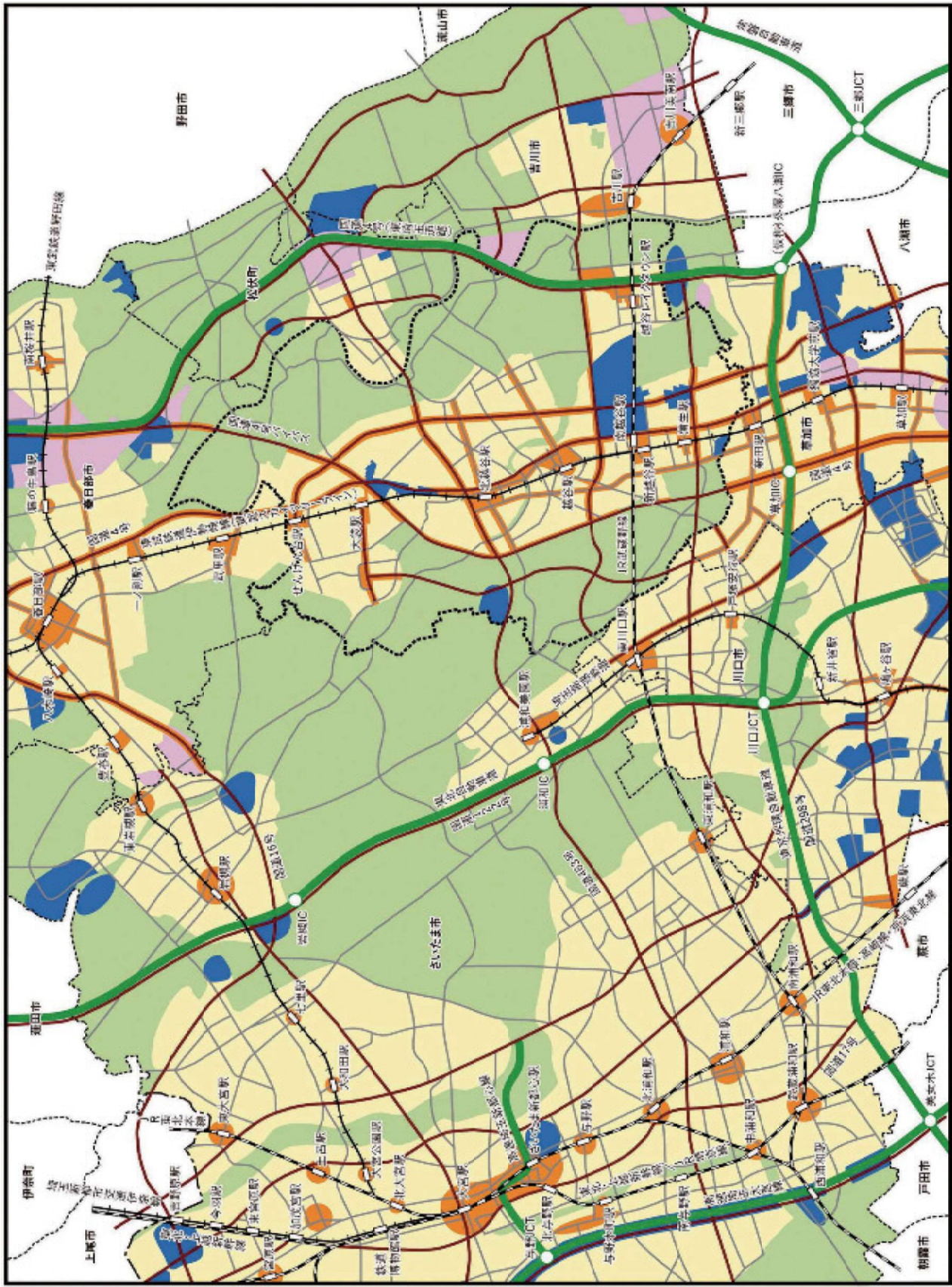
計画の改定にあたっては、埼玉県南東部地域の中核を担う都市として、より暮らしやすく利便性の高い都市づくりを進めるため、広域的な視点として隣接する自治体(さいたま市、草加市、春日部市、吉川市、松伏町)が目指す都市づくりとの関係や連携にも配慮しています。

「広域的な方針イメージ図」は、隣接する自治体の都市計画マスタープランに掲げられている土地利用と交通体系の方針図を整理したものです。

### ■埼玉県市町村図(広域的な方針イメージ図の範囲)



■ 広域的な方針イメージ図



注)この図は、令和2年(2020年)11月時点の隣接する自治体の都市計画マスタープランで掲げられている「土地利用に係る基本方針」及び「交通体系に係る基本方針」などを参考に分類等再構成して作成したものです。道路については未整備・検討中の路線も含めて示しています。

# 3 前計画での主な取組

平成23年(2011年)3月に改定した前計画では、「市民と地域の力で創り育む 自然と調和した質の高い安全な都市づくり」を将来都市像として掲げながら、様々な取組を進めてきました。

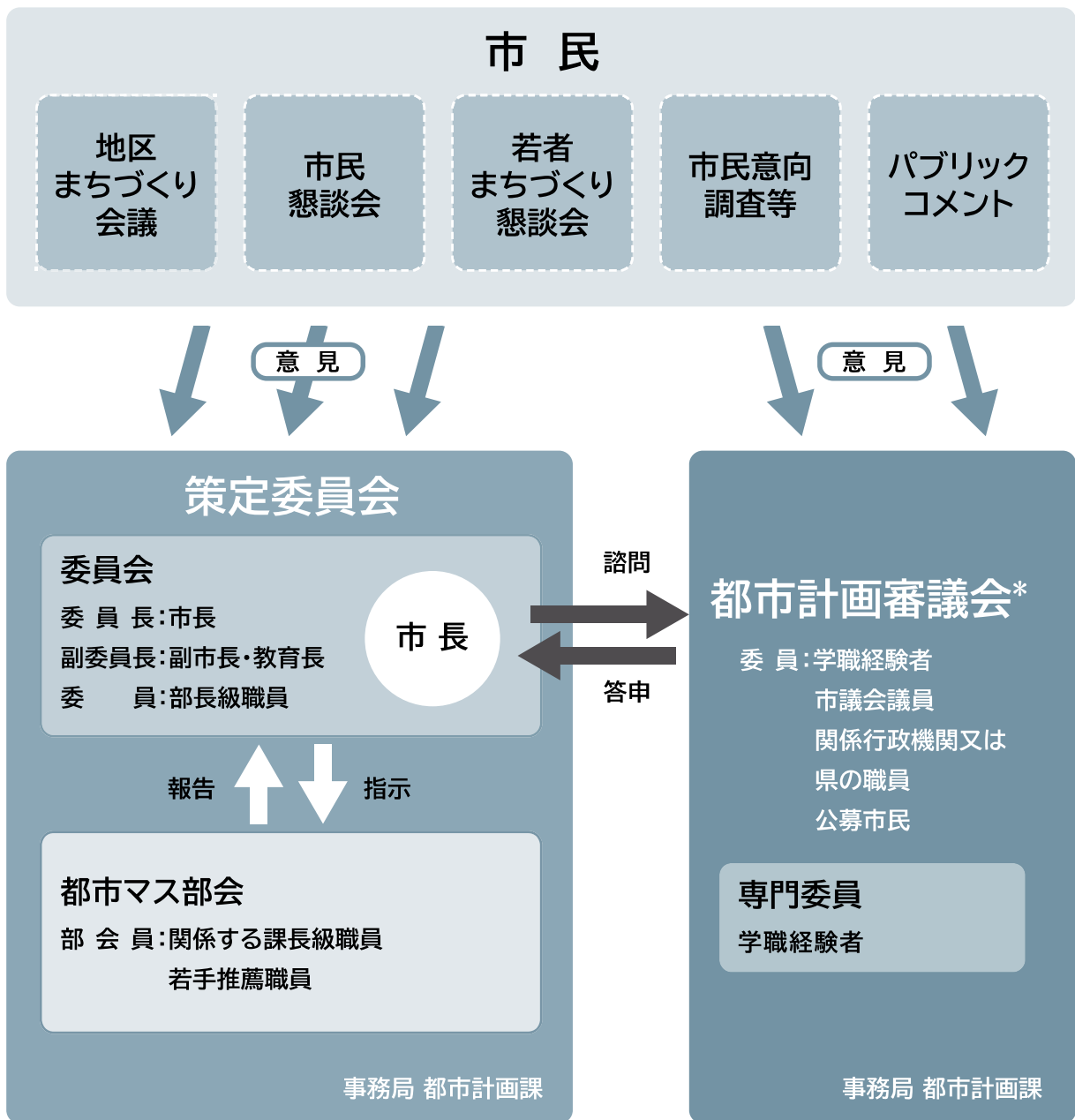
年	取組	
H23 (2011)	越谷いちご観光農園が開園	
	東日本大震災への災害対応	
	越谷市障害者就労訓練施設しらこぼとが開設	
	蒲生駅前商店会に『「ふらっと」がもう』が開設	
H24 (2012)	新方川のゲートを電動化整備	
	越谷市成人夜間急患診療所が開設	
	市役所東側に葛西用水ウッドデッキがオープン	
	越谷駅東口市街地再開発事業が完了。越谷ツインシティがオープン	
H25 (2013)	東京葛西用水緑道の整備(川柳地区・右岸)が完了	
	小中学校の耐震化が完了	
	越谷市景観計画を策定	
	越谷市児童発達支援センターが開設	
	市北部で発生した竜巻被害への対応	
H26 (2014)	大袋商店街に『「ふらっと」おおぶくろ』が開設	
	大袋駅の橋上化工事が完了し、東西自由通路が開通	
	出羽地区センター・公民館が開館	
H27 (2015)	新しい南部図書室が開設	
	市指定有形文化財「旧東方村中村家住宅」が開館	
	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業が完了	
	越谷いちごタウンが開園	
H28 (2016)	市役所第三庁舎が完成	
	中核市*移行・越谷市保健所が開設	
	関東・東北豪雨への災害対応	
	老人福祉センター「ひのき荘」が開設	
H29 (2017)	越谷市地域公共交通網形成計画を策定	
	越谷市商工会が越谷商工会議所へ移行	
	越谷レイクタウン地区が都市景観大賞(国土交通大臣賞)を受賞	
	浄山寺の「木造地藏菩薩立像」が、越谷市で初の国の重要文化財に指定	
	七左第一土地区画整理事業が完了	
H30 (2018)	㈱中央住宅とまちづくりの基本協定を締結、油長内蔵が市に寄贈される	
	都市計画道路八潮越谷線が市内全線開通	
	新観光物産拠点施設「ガーヤちゃんの蔵屋敷」がオープン	
	新方川堤防嵩上工事が完成(中川合流点から上流8.0km区間)	
H31/R元 (2019)	小中学校への空調設備の設置が完了	
	消防署谷中分署が開署	
	増林公園が供用開始	
R2 (2020)	レイクタウン保育ステーションが開設	
	大相模安全安心ステーションが開所	
R2 (2020)	市制施行60周年記念式典を開催	
	東越谷土地区画整理事業が完了	
R2 (2020)	越谷市空家等対策計画を策定	
	市役所新庁舎建設工事の開始	
R2 (2020)	越谷市保健センターが移転完了	
	北越谷駅にホームドアを設置	

# 4 改定経緯

## (1) 検討体制

本計画の改定にあたっては、本市の最上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」の策定と併せて検討を進めました。

また、市民ニーズを踏まえた計画とするため、市民の計画策定への参加を得るとともに、庁内各部門が横断的に連携を図り、各行政分野におけるまちづくりと整合を図りながら取り組みました。



## (2)改定の流れ

年	月	市民参加	庁内会議		都市計画審議会*	
			部会	策定委員会	本会議	専門調査
令和元年 (2019年)	4				第41回 報告	
	5		第1回	第1回		
	6					第1回
	7	地区まちづくり会議(~10月) 市民懇談会(~11月) 市民意向調査				
	8	若者まちづくり懇談会				第2回
	9	団体・事業所アンケート(~10月)				
	10		第2回			第3回
	11	地区まちづくり会議代表者会議		第2回		
	12					第4回
令和2年 (2020年)	1		第3回		第42回 報告	
	2		第4回	第3回		
	3		第5回	第4回		第5回
	4					
	5		第6回			
	6		第7回			
	7			第5回	第43回 諮問	
	8			第6回	第44回 継続審議	
	9		第8回			第6回
	10		第9回		第45回 継続審議	
	11	地区まちづくり会議 パブリックコメント実施(~12月)		第7回		
	12					
令和3年 (2021年)	1		第10回		第46回 答申	
	2			第8回		
	3					



### (3)市民参加の取組

#### ①地区まちづくり会議

「第5次越谷市総合振興計画」の策定及び都市計画マスタープラン(本計画)の改定にあたり、13地区において「地区まちづくり会議」を令和元年(2019年)の7月から10月にかけて開催しました。

様々な立場の委員で構成される「地区まちづくり会議」では、地区の現況や課題を整理し、地区の将来像や目標をはじめ、市民が主体となって取り組むことや行政に期待することなどについて話し合いました。会議のご意見などを踏まえ、本計画の素案を作成し、令和2年(2020年)11月に素案について説明を行いご意見をいただきました。



地区	委員数	地区まちづくり 開催数
桜井	23人	5回
新方	23人	4回
増林	24人	4回
大袋	25人	4回
荻島	19人	4回
出羽	31人	3回
蒲生	22人	4回
川柳	25人	4回
大相模	21人	4回
大沢	21人	4回
北越谷	25人	3回
越ヶ谷	18人	4回
南越谷	33人	5回
合計	310人	—



#### 【地区まちづくり会議代表者会議】

令和元年(2019年)11月18日(月)、各地区まちづくり会議代表者から市長に地区まちづくり会議提言書を提出いただきました。

## ②市民懇談会・若者まちづくり懇談会

### ○市民懇談会

市民(市内において、住み、働き、学び、または活動する個人)を対象として参加者を募り、まちづくりについてグループワーク等による話し合いを行いご意見をいただきました。

開催日		テーマ	参加者数
令和元年(2019年) 7月13日(土)	第1回	「みんなで考える10年後の越谷市」 ～10年後に実現したい越谷の夢を考える～	25人
令和元年(2019年) 8月4日(日)	第2回	「世代をこえて住み続けたいまち」 ～福祉、健康、子育てについて考える～	24人
令和元年(2019年) 8月17日(土)	第3回	「都市と自然が調和した、住みやすいまち」 ～都市計画、住宅環境、交通、公園について考える～	31人
令和元年(2019年) 8月31日(土)	第4回	「環境にやさしく安全・安心のまち」 ～環境、防災について考える～	20人
令和元年(2019年) 9月14日(土)	第5回	「産業の活性化と魅力のあるまち」 ～産業振興、観光について考える～	22人
令和元年(2019年) 9月28日(土)	第6回	「だれもが学べる機会と環境が整ったまち」 ～教育、生涯学習について考える～	24人
令和元年(2019年) 11月2日(土)	第7回	「市民が誇れる地域主体の住みよいまち」 ～参加と協働による取組みについて考える～	19人

### ○若者まちづくり懇談会

若者の市政への関心を高める機会とするとともに、若者が感じる市の課題・施策等について意見を伺う場として開催しました。市内の大学1校から選出された大学生(大学院生を含む)及び高校9校から選出された生徒に加え、無作為抽出した若者(18～24歳)に参加を募り、ワールドカフェ\*方式による話し合いを行いご意見をいただきました。

開催日		テーマ	参加者数
令和元年(2019年) 8月18日(日)	第1回	「越谷市民の“心の中心マップ”をつくる」 ～越谷市の魅力を見つけよう～	21人
令和元年(2019年) 8月24日(土)	第2回	「越谷の“妄想年表”をつくる」 ～住み続けるための将来のまちづくりを考えよう～	17人



### ③市民意向調査等

#### ○市民意向調査

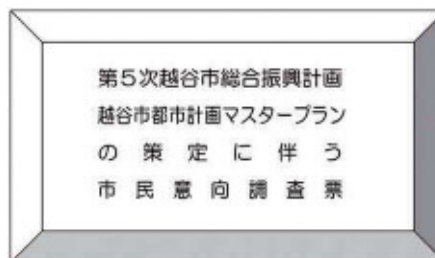
【調査対象】市内在住の18歳以上男女から無作為抽出

【対象者数】5,000人

【調査方法】郵送

【調査期間】令和元年(2019年)7月4日(木)～7月23日(火)

	票数	回収率
配布数	5,000	
回収数	1,963	39.26%
有効回収数	1,963	39.26%



#### ○団体アンケート

【調査対象】市内で活動する各種団体

【対象団体数】186団体

【調査方法】郵送

【調査期間】令和元年(2019年)9月27日(金)～10月23日(水)

	票数	回収率
配布数	186	
回収数	105	56.45%
有効回収数	105	56.45%

#### ○事業所アンケート

【調査対象】市内事業所より無作為抽出

【対象事業者数】130事業所

【調査方法】郵送

【調査期間】令和元年(2019年)9月27日(金)～10月23日(水)

	票数	回収率
配布数	130	
回収数	45	34.61%
有効回収数	45	34.61%

### ④パブリックコメント

幅広くご意見をいただくため、都市計画課窓口をはじめ市内の各種公共施設での素案の閲覧と概要版の配布、市ホームページや広報誌での周知を行い、「越谷市都市計画マスタープラン(素案)」に対するパブリックコメントを実施しました。その結果、46件(16人)のご意見をいただき、それらを踏まえて計画内容の見直しを行いました。

【募集期間】令和2年(2020年)11月18日(水)～12月17日(木)

【周知方法】広報こしがや11月号、市ホームページ、越谷Cityメール、Twitter、LINE

【閲覧場所】市ホームページ、市役所都市計画課・情報公開センター・総合受付、各地区センター・公民館(13か所)、市民活動支援センター

【提出意見】46件(16人)

## (4) 策定委員会

### ① 策定委員会

#### 開催日程

開催日		内容	
令和元年 (2019年)	5月24日(金)	第1回	・策定基本方針について ・スケジュールについて ・市民参加の取組について
	11月29日(金)	第2回	・市民参加の取組について(報告)
令和2年 (2020年)	2月18日(火)	第3回	・都市計画マスタープランについて(中間報告)
	3月25日(水)	第4回	・都市計画マスタープランについて(中間とりまとめ)
	7月8日(水)	第5回	・都市計画マスタープランについて(経過報告)
	8月21日(金)	第6回	・都市計画マスタープランについて(SDGs*)
	11月5日(木)	第7回	・都市計画マスタープラン(素案)について
令和3年 (2021年)	2月1日(月)	第8回	・都市計画マスタープラン(案)について

※策定委員会は、「第5次越谷市総合振興計画」の策定と併せて合同で開催しており、都市計画マスタープランの関係のみ記載しています。

#### 委員メンバー

	職名			
委員長	市長			
副委員長	副市長	教育長		
委員	市長公室長	政策担当部長	行財政部長	総務部長
	市民協働部長	福祉部長	地域包括ケア推進担当部長	
	子ども家庭部長	保健医療部長	環境経済部長	建設部長
	都市整備部長	市立病院事務部長	会計管理者	教育総務部長
	学校教育部長	消防長		
関係者	越谷・松伏水道企業団事務局長		東埼玉資源環境組合事務局長	

## ②都市マス部会

### 開催日程

開催日		内容	
令和元年 (2019年)	5月28日(火)	第1回	・正副部会長の選出について
	10月30日(水)	第2回	・都市計画の潮流と上位計画の動向について ・都市づくりの課題について ・都市計画マスタープランの構成案について
令和2年 (2020年)	1月27日(月)	第3回	・都市づくりの主要課題について ・都市づくりの方針について ・目指す都市の姿について
	2月6日(木)	第4回	・目指す都市の姿について ・現況と課題について ・都市計画マスタープランとはについて
	3月24日(火)	第5回	・都市計画マスタープランについて(中間とりまとめ)
	5月14日(木)	第6回	・地区づくりの方針について ・都市計画マスタープランについて(中間とりまとめ)
	6月26日(金)	第7回	・都市づくりの推進に向けてについて ・地区づくりの方針について
	9月30日(水)	第8回	・地区づくりの方針について ・都市づくりの推進に向けてについて ・都市計画マスタープラン(素案)について
	10月26日(月)	第9回	・都市計画マスタープラン(素案)について
令和3年 (2021年)	1月25日(月)	第10回	・都市計画マスタープラン(案)について

### 部会メンバー

	職名		
委員長	都市計画課長		
副委員長	下水道経営課長*		
委員	政策課長	公共施設マネジメント推進課長	
	市民活動支援課長	危機管理課長	福祉推進課長
	環境政策課長	産業支援課長	農業振興課長
	道路総務課長	道路建設課長	治水課長
	下水道事業課長*	営繕課長	維持管理課長
	市街地整備課長	公園緑地課長	開発指導課長
	建築住宅課長	建設部推薦職員	都市整備部推薦職員

\*令和2年度(2020年度)より、下水道課が下水道経営課、下水道事業課の2つに分かれた。

## (5)都市計画審議会\*

### ①都市計画審議会\*

越谷市都市計画審議会は、平成12年(2000年)以降、必要に応じて随時開催されており、今回の都市計画マスタープランの改定に関わる審議は第43回から第46回となります。また、本審議会は、「越谷市都市計画審議会条例」に基づき、学識経験者6名、市議会議員6名、関係行政機関又は県の職員3名、公募市民3名で構成されています。

#### ■開催日程

開催日		内容	
令和2年 (2020年)	7月6日(月)	第43回	・諮問 ・序章について ・第1章について ・第2章について
	8月20日(木)	第44回	・第3章について
	10月6日(火)	第45回	・第4章について ・第5章について ・都市計画マスタープラン(素案)について
令和3年 (2021年)	1月26日(火)	第46回	・都市計画マスタープラン(案)について ・答申

#### ■審議会委員

令和2年(2020年)10月現在

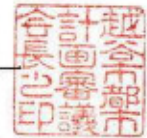
区分	氏名	所属	備考
第1号委員 学識経験の ある者	井橋 吉一	越谷商工会議所会頭	会長
	岸井 隆幸	一般財団法人 計量計画研究所/IBS 代表理事 日本大学特任教授	会長職務 代理者
	大岡 華子	埼玉県立大学助教	
	金子 繁雄	越谷市農業委員会会長	
	進藤 秀子	弁護士	
	中村 博一	文教大学教授	
第2号委員 市議会の議員	大和田 哲	日本共産党 越谷市議団	
	野口 高明	越谷刷新クラブ	
	野口 和幸	自由民主党 越谷市議団	
	瀬賀 恭子	公明党 越谷市議団	
	大野 保司	自由民主党 越谷市議団	
	細川 威	立憲・市民ネット	
第3号委員 関係行政機関 又は県の職員	三上 元樹	埼玉県越谷警察署長	
	山科 昭宏	埼玉県越谷県土整備事務所長	
	山野 隆子	埼玉県東部地域振興センター所長	
第4号議員 市の住民	久保 信一	公募市民	
	豊田 正	公募市民	
	内藤 佳寿子	公募市民	

敬称略

越 都 審 第 1 5 9 号  
令和3年(2021年)1月26日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市都市計画審議会  
会 長 井 橋 吉



越谷市都市計画マスタープランの改定について (答申)

令和2年4月14日付け、越都計第1号で諮問のあった越谷市都市計画マスタープランの改定について、本審議会において慎重に審議した結果、今後10年間の都市づくりの基本的な考え方として妥当であると判断し、下記の附帯意見を添え、答申といたします。

記

- 1 周辺市町の都市計画との広域的な関係性を視野に、開発と規制のバランスが取れたメリハリのある土地利用を図りながら、都市機能の集積や交通体系を構築し、持続可能な都市づくりを進めること。
- 2 多くの河川が流れる本市の特性を踏まえ、大雨等による浸水被害をはじめとする大規模災害への備えなど、防災・減災に向けた取組みを推進すること。また、新型コロナウイルスへの対応や防犯対策など、ハード・ソフトの両面から安全・安心で誰もが暮らしやすい都市づくりに努めること。
- 3 都市の発展や市民生活を支える公共施設の適切な更新や維持管理を進めるとともに、既存ストックの活用も図りながら、雇用とにぎわいを生み出す、魅力と活力ある市街地の形成を推進すること。なお、「新たな生活様式」や「新たな日常」にも配慮すること。
- 4 市民、事業者、行政など、多様な主体の参加と協働による都市づくりを推進すること。また、各施策・事業の成果・効果について市民への周知を図るとともに、今後の社会経済情勢や市民ニーズの変化等、状況に応じた柔軟な見直しを行うこと。

## ②専門調査

都市計画に係る専門的な知識や経験を有し、本市の土地利用や公共交通に関して関わりのある学識経験者を専門委員とし、専門的な見地からご助言をいただきました。

### ■開催日程

開催日		内容	
令和元年 (2019年)	6月5日(水)	第1回	・本市の現状と課題 ・専門調査について
	8月20日(火)	第2回	・比較対象自治体について ・都市計画分析調査 ・越谷市の強み、弱みについて
	10月25日(金)	第3回	・時代の潮流について ・市民意向調査について ・まちづくりの主要課題について ・見直しの視点について
	12月24日(火)	第4回	・都市づくりの方針について
令和2年 (2020年)	3月16日(月)	第5回	・都市の将来像について ・将来都市構造について
	9月24日(木)	第6回	・地区づくりの方針について ・都市づくりの推進に向けてについて ・都市計画マスタープラン(素案)について

### ■専門委員

氏名	所属
大沢 昌玄	日本大学工学部土木工学科教授
久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授

敬称略



# 5 用語集

## あ行

### IoT[あいおーていー]

Internet of Things(モノのインターネット)の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

### ICT[あいしーていー]

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報処理だけではなく、インターネット等の通信技術を活用した産業やサービスのこと。

### EV[いーびい]

Electric Vehicle(電気自動車)の略。ガソリンやガスなどの燃料を使用しないことで、二酸化炭素を排出せずに、環境に配慮した自動車。

### 一里塚[いちりづか]

江戸時代、距離の目印として1里(約4km)ごとに街道の両側に築いた塚。上に榎などを植えた。現存するものは少ない。蒲生の一里塚は、綾瀬川と出羽堀が合流する蒲生愛宕町あやせがわにあり、高さ2m、東西5.7m、南北7.8mの長方形。東側のみ残されており、県内の旧日光道中(旧日光街道)沿いに残る唯一の一里塚となっている。

### 一級河川

河川法に基づき、国が指定した重要な河川。市内には中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川おおとしの5つの一級河川が流れている。

### 雨水排水施設[うすいはいすいしせつ]

雨水を収集し、河川に放流するための施設。雨水ます、側溝、雨水管、ポンプ施設等がある。

### 雨水流出抑制施設

#### [うすいりゅうしゅつよくせいしせつ]

雨水を一時的に貯留又は地下に浸透させる機能を有する排水施設で、放流先の排出能力に応じて適切に雨水を排水するために設置するもの。

### AI[えーあい]

Artificial Intelligence(人工知能)の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。

### SDGs[えすでいーじーず]

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの15年間の国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

### NPO[えぬぴーおー]

Non-profit Organization(非営利組織)の略。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで営利を目的とせずに、社会的な公益活動を行う組織・団体。

### エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取組。例として、地域美化や、イベントの開催、地域プロモーションの展開などがある。

### 延焼遮断帯[えんしょうしゃだんたい]

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物によって構築される帯状の不燃空間のこと。

### オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。憩いや交流の場としての機能のほか、延焼防止や一時避難場所としての防災機能を果たす。

### 屋外広告物[おくがいこうこくぶつ]

屋外で宣伝等を公衆に表示するもので、看板、貼り紙、広告塔、広告板などのこと。

### 温室効果ガス

地表面から放射される熱を吸収することで、地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。二酸化炭素やメタンなどが該当する。

## 街区公園[がいくこうえん]

主として街区内の居住者が利用する公園で、0.25haを標準として配置する。

## 核都市広域幹線道路

[かくとしこういきかんせんどうろ]

圏央道(首都圏中央連絡自動車道)と外環(東京外郭環状道路)の中間に位置し、埼玉、東京、神奈川を結ぶ地域高規格道路の候補路線。

## 合併処理浄化槽

[がっぺいしよじじょうかそう]

し尿のみを処理する単独処理浄化槽に対し、すべての生活排水(し尿、台所、洗濯、風呂などの雑排水)を処理するもの。生活排水の汚れを約8分の1まで減らすことができる。浄化槽法では、合併処理浄化槽への転換に努めることとしている。

## 環境保全区域

越谷市環境条例に基づき、宮内庁埼玉鴨場周辺、久伊豆神社周辺の二つの地域を指定している。区域内で、木材の伐採、建築物の新築などをするとき、市への届出が必要となる。

## 観光入込客数

[かんこういりこみきゃくすう]

観光等を目的に非日常利用の多い地点やイベント等に訪れた客の数。ただし、観光政策上特に重要な地点、イベント等は非日常利用の割合は問わない。

## 緩衝緑地[かんしょうりょくち]

工場や道路・鉄道からの大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害・災害の緩和・防止を図ることを目的として、周辺の住宅地等の市街地との境界部に設けられる緑地。

## 既存集落

市街化調整区域において、概ね50戸以上の建物が連たんし、生活している集落。

## 既存ストック

市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市施設や住宅、商業・業務施設、工業施設などのこと。

## 狭あい道路[きょうあいどうろ]

主に幅員4m未満の幅の狭い道路。

## 緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

## 近隣公園[きんりんこうえん]

主として近隣の居住者が利用する公園で、2haを標準として配置する。

## 区域区分[くいきくぶん]

都市計画区域について市街化区域と市街化調整区域に分けることを「区域区分」または「線引き」という。高度成長期に市街化が無秩序に拡大するスプロール現象が深刻化したことを背景に、昭和43年(1968年)の都市計画法の制定により創設された制度。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的とする。埼玉県が区域区分の決定を行い、本市を含む越谷都市計画区域は昭和45年(1970年)に当初線引きが行われた。

## グリーンインフラストラクチャー

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能を、社会における様々な課題解決に活用する考え方。

## 経営耕地面積[けいえいこうちめんせき]

農家が経営する耕地(田、畑、樹園地の合計)の面積をいい、農家が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたもの。

## 景観協定

住民に身近な地区を単位として、地区特性を活かしたきめ細やかなまちづくりの手法の1つで、景観法により定めるもの。良好な景観形成に向けて、土地所有者等の全員の合意によって、建築物の形態意匠や緑化などきめ細やかな基準を協定として定めることができる。

## 兼業農家[けんぎょうのうか]

世帯員のうち1人以上が農業以外の仕事に従事して収入を得ている農家。

## 減災[げんさい]

災害が発生した際に被害を出さないようにする「防災」に加えて、被害を最小限に抑えることを目的とする理念。

## 建築協定

住民に身近な地区を単位として、地区特性を活かしたきめ細やかなまちづくりの手法の1つで、建築基準法で定められた基準に上乘せして定めるもの。地区の生活環境の維持・向上など住みよいまちの形成に向けて、土地所有者等の全員の合意によって、建築物の用途や形態意匠などきめ細やかな基準を協定として定めることができる。

## 公共交通

公共交通機関。不特定多数が利用できる交通機関のこと。鉄道、路線バス、タクシーなど。

## 耕作放棄地[こうさくほうさち]

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、数年の間に再び耕作する考えのない土地。

## 交通結節点[こうつうけっせつてん]

複数の交通手段を相互に連絡する乗換・乗継施設のこと。鉄道駅、バス停などが該当する。

## 高度利用

道路、公園、広場等の公共施設や有効な空地を確保することで、建築物の容積率又は高さの制限などを緩和することにより、土地をより高度に利用すること。

## 交流人口

通勤・通学、買い物、文化鑑賞、スポーツ、観光、レジャーなど、特に来訪目的を問わず、その地域に訪れる人々のこと。なお、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことは「関係人口」という。

## 国土強靱化

国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより、致命的な被害を追わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。

## こしがや景観資源

市民からの応募に基づき登録した、市内における優れた景観を構成している要素や眺め、その眺めが得られる場所などのこと。登録した景観資源は広く周知を図るとともに保全・活用を図る。

## 越谷市まちの整備に関する条例

市民、開発者及び市の3者がそれぞれ担うべき役割や責任を踏まえ、相互の信頼のもとに協働して個性豊かな住みよいまちづくりを進めていくことを目的とした条例。

## 越谷都市計画区域

都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、広域的な観点から埼玉県が決定する。越谷都市計画区域は、越谷市、吉川市、松伏町の2市1町。

## 越谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1つの市や町を超える広域的な観点から、埼玉県が決定するもので、越谷市、吉川市、松伏町を対象に、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画。「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれる。

## コミュニティ

自治会などの地域単位や特定の目標など、共通のつながりを持つ共同体、地域社会のこと。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方。

## さ行

## サイクルアンドバスライド

バス利用者の利便性の向上とバス利用の促進のため、バス停の近くに一時的に駐輪場を設ける取組のこと。

## 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど、繰り返し永続的に利用することができるエネルギー源のこと。

## 埼玉県5か年計画

平成29年度(2017年度)からの5か年において、埼玉県が取り組む施策などを示した県政運営の基本となる計画。

## 埼玉県東部保健医療圏

埼玉県内に10ある保健医療圏の一つで、越谷市、春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町が対象範囲となる。

## 市街化区域

すでに市街地を形成している、または概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

## 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。市街化を促進するおそれがないなど一定の条件のもとに開発行為や建築行為が認められる。

## 市街地開発事業

計画的な市街地の形成や既成市街地の整備を図るため、道路、公園、下水道などの公共施設の整備とあわせて宅地の利用促進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

## 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、土地利用の細分化や木造等の建築物が立ち並び、道路・公園等の公共施設が不十分な市街地において、細分化された宅地等を統合し、建築物の共同化や公共施設の整備を行う事業。

## 自給的農家[じきゅうてきのうか]

経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

## 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その危険から逃れるための施設又は場所。

## 指定避難所

災害が発生した場合において、被災した住民が一時的に滞在し生活するための施設。

## 社寺林[しゃじりん]

神社や寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている樹林のこと。

## 住区基幹公園[じゅうきかんこうえん]

都市公園の種類で、公園種別の街区公園、近隣公園、地区公園の総称。

## 住宅確保要配慮者

[じゅうたくかくほようはいりょしゃ]

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。

## 循環型社会[じゅんかんがたしゃかい]

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

## 準用河川[じゅんようかせん]

一級河川及び二級河川以外の河川の中で、市町村長が指定する河川のこと。河川法の二級河川に関する規則が準用される。

## 消防水利[しょうぼうすいり]

消防活動で利用する水を確保するための供給設備等のこと。

## 人口集中地区(DID地区)

[じんこうしゅうちゅうちく(でいーあいーちく)]

国勢調査の単位区ごとに人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上が隣接し、人口が5,000人以上の地区。英語表記のDensely Inhabited Districtの頭文字から「DID地区」とも呼ばれる。

## スマートシティ

先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組により実現を目指す、新しい都市や地域の考え方。

## 生産緑地

市街化区域内の農地について、良好な都市環境を確保し計画的な保全を図るため都市計画で指定した土地。開発行為等が制限される。

## 生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。

## セーフティネット住宅

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等に住まいを提供するために登録した住宅のこと。

## 専業農家

世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家。兼業従事者とは、1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者。

## 総合設計制度

都市計画で定められた容積率に関する制限に対して、建築基準法による許可の範囲内で特例的に緩和を認める制度の一つ。500㎡以上の敷地で一定割合の公開空地(オープンスペース)を確保することなどにより、容積率制限等が緩和される。

## 総合治水対策

河川改修による治水施設の整備に加え、流域における保水・遊水機能の維持や、雨水の流出抑制対策、被災時の被害を最小限に抑えるための対策を行うこと。河川と流域の両面から水害の軽減・防止を図る。

## ゾーン30

区域(ゾーン)を定めて最高速度を30km/hに規制する取組。生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制などを図る安全施策。

## た 行

### 第5次越谷市総合振興計画

本市の将来像、まちづくりの基本的な方向性を定め、市の各種計画の最上位に位置する計画。市民や行政におけるまちづくりの共通の指針となるもので、第5次越谷市総合振興計画は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)を計画期間としている。

### 耐震性防火用貯水槽

[たいしんせいぼうかようちよすいそう]

耐震性を有し、震災発生時に水道施設が故障しても消火活動ができるように水をためておく施設のこと。

### 地域高規格道路

地域の発展を促すため、高規格幹線道路(主に高速道路)と一体となって地域間の交流や連携を図る道路。自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路として指定される。

## 地下鉄8号線

東京地下鉄(東京メトロ)有楽町線として、埼玉県和光市の和光市駅から東京都江東区の新木場駅までを結ぶ鉄道路線。豊洲駅以北の延伸に向けて、越谷市を含む埼玉県、千葉県、茨城県の地下鉄8号線沿線自治体では、八潮駅～野田市駅間の先行整備を目指して、「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」を構成し、活動している。

## 地区計画

住民に身近な地区を単位として、地区特性を活かしたきめ細やかなまちづくりの手法の1つで、都市計画決定により定めるもの。まちづくりの方針や目標をはじめ、道路、公園等の公共施設の配置や、建築物に関するルール(建築物の用途や位置、形態意匠など)を「地区整備計画」として定めることができる。

## 地区公園

主として徒歩圏内の居住者が利用する公園で、4haを標準として配置する。

## 地区コミュニティ推進協議会

ふれあい豊かな地域社会を創造するため、市内に13あるコミュニティ区域ごとに設置されている組織で、地域の団体やコミュニティづくりに関心のある市民で構成され、行政と協力しながら様々なコミュニティ事業を展開している。

## 中核市

地方公共団体において、政令で指定された人口20万人以上の都市。埼玉県で行っていた事務の一部が移譲される。本市では平成27年(2015年)4月より中核市へと移行した。

## 沖積低地[ちゅうせきていち]

平野の一種であり、主に河川による堆積作用によって形成される地形。

## 低湿地帯[ていしつちたい]

河川の下流域や湖沼の周辺などの低平な湿地の広い地域のこと。

## 定住人口[ていじゅうじんこう]

その地域に住んでいる人々のこと。居住者・居住人口。

## 低炭素

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制すること。

## 低未利用地[ていみりようち]

長期間利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称のこと。

## デジタルサイネージ

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を用い、映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。

## 道路附属施設[どうろふぞくしせつ]

街路灯やカーブミラーなど、安全で円滑な車両走行の誘導を促す工作物。

## 特例市

地方公共団体において、政令で指定された人口20万人以上の都市。埼玉県で行っていた事務の一部が移譲される。本市では平成15年(2003年)4月より特例市へと移行した。なお、平成27年(2015年)4月に地方自治法が改正・施行され、特例市制度は廃止された。

## 都市基幹公園[としきかんこうえん]

都市公園の種類で、公園種別の総合公園及び運動公園の総称のこと。

## 都市機能

行政、文化、商業・業務、工業・流通、医療・福祉・子育て支援、交通、居住など、各種サービスを提供する都市自体が持つ機能。

## 都市基盤

都市の様々な活動を支える基盤となるもので、主に行政が整備する道路、公園、下水道などを指す。

## 都市計画

都市計画区域における、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画のこと。都市計画法により、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、その他都市計画に関し必要な事項を定められている。

## 都市計画の決定・変更

市が定める都市計画については、市が都市計画の案を作成し、説明会や公聴会により市民の意見を聴きながら、県知事との協議や都市計画審議会への付議などの手続きを経て、告示し決定・変更を行う。

## 都市計画審議会

都市計画法やその他の法令でその権限に属せられた事項の調査審議のほか、県知事又は市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行う機関。県には埼玉県都市計画審議会、市には越谷市都市計画審議会がある。

## 都市計画提案制度

まちづくりに対する地域住民やまちづくり組織等が主体的にまちづくりに参加できるように、一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定または変更の提案ができる制度。

## 都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市計画決定された道路。都市における円滑な移動を確保するほか、火災や地震などの災害時の避難路としての役割や、延焼を食い止める防火帯の役割を持っており、更に、電気、ガス、水道など各種都市施設を設置するための収容空間としての役割も持っている。

## 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき市町村が定める都市計画に関する基本的な方針。本市が目指す都市づくりの基本的な考え方を示す計画として、平成11年(1999年)に最初の計画を策定し、以降3回の全体改定を行った。本計画は第4世代となる。

## 都市下水路

主に市街地の雨水を排除するもので、降雨時の浸水を防ぐ働きをする。

## 都市施設

道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、生活利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設。都市計画法に基づく手続きにより決定したものを都市計画施設という。

## 都市づくり

都市計画に関わるまちづくり。

## 都市のスポンジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生し、人口や土地利用などの密度が下がっていく現象。スポンジ化の進行は、生活利便性の低下、治安・景観の悪化などを引き起こし、地域の魅力・価値を低下させ、更にスポンジ化を進行させる悪循環を生み出す。

## 土地区画整理事業

道路・公園・下水道などの公共施設が未整備のまま宅地化が進んでいる地区や、今後宅地化が進むと予想される地区について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を目的に行うもの。

## な行

### 内水[ないすい]

河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(居住地)にある水。

### 農業振興地域[のうぎょうしんこうちいき]

総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、都道府県知事が関係市町村と協議して指定する地域。

### 農地利用集積[のうちりようしゅうせき]

効率的かつ安定的な農業経営を営むものへ、農地の貸借等により、利用する農地面積の拡大をすること。

### 農用地区域[のうようちくいき]

農業振興地域の中で、集団的に存在する農地や生産性の高い農地等について市町村が定める区域。

## は行

### ハザードマップ

地震や大雨等による浸水被害、土砂災害等の災害に対して、各地域が有する危険性や避難所などを地図上に表示したもの。

### バリアフリー

道路や建物内の段差など、物理的な障壁(バリア)を取り除き、生活しやすくすること。

### PFI[ぴーえふあい]

Private Finance Initiative(民間資金等活用事業)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法。

## ヒートアイランド

都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象。

### PPP[ぴーぴーぴー]

Public Private Partnership(官民連携事業)の略。官民連携事業の総称であり、PFI以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出などの手段がある。

### 東埼玉道路[ひがしさいたまどうろ]

埼玉県八潮市(外環道)を起点に埼玉県春日部市(国道16号)に至る延長約17.6kmの地域高規格道路で、東北自動車道や常磐自動車道などの高規格幹線道路を補完するとともに、国道4号の交通混雑の緩和や東埼玉道路沿線の開発事業を支援する幹線道路。自動車専用部(地域高規格道路)と一般部(国道4号)が併設する構造となっている。

### 普通河川

一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川(法定外河川)のこと。河川法の適用・準用を受けない。

### 防火地域・準防火地域

#### [ぼうかちいき・じゅんぼうかちいき]

市街地における火災の延焼被害を抑えることを目的とし、規模や階数等に応じて、建築物に一定の耐火性能や防火性能を義務づける区域を定めるもの。防火地域は、火災による危険を高度に防止する区域に指定し、建築物の不燃化に向けて、主に耐火構造にする必要がある。準防火地域は防火地域に準ずる地域で、全体的に市街地の防火性能を高めるため、建築物の規模に応じて耐火・準耐火構造などにする必要がある。

### 保水・遊水機能[ほすい・ゆうすいきのう]

雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留したりする機能。保水とは、雨水などが地面に染み込み、土壌に蓄えられること、遊水とは、洪水が起きたとき、一時的にその水を導き、蓄えることにより、川の水位が上がるのを防ぐことをいう。

## まちづくり

安心して暮らし続けられる地域をつくるため、また地域をより良いものとするための、あらゆる分野における活動や取組。

## 民間の能力の活用

市民サービスの向上や経費の節減等を図り、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間が持つノウハウを活用すること。

無秩序な市街地の拡大  
[むちつじょなしがいちのかくだい]

道路や排水施設など十分な公共施設の整備がされないまま虫食いの開発が進み、不良な市街地が形成されること。スプロール現象。排水不良や円滑な交通が妨げられるなどの環境の悪化を未然に防ぎ、後追的に道路や下水道などの整備を行うという非効率な公共投資を避ける必要がある。

## 無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

## モータリゼーション

自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること。

## モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

## モビリティサービス

「移動サービス」を提供するもの。鉄道やバス路線、タクシーのほか、カーシェアリング(共同で使用できる自動車を提供するサービス。レンタカーよりも短時間の利用が可能なサービスが多い。)やライドシェアリング(自動車を所有・運転する者と自動車に乗りたい者を結びつけるサービスなど、相乗りの需要をマッチングさせるもの)など、様々な移動サービスがある。

## 屋敷林[やしきりん]

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

## ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって使いやすく考えられたデザインのこと。

## 用途地域[ようとちいき]

目指すべき市街地像の形成に向けて、土地利用や建築物の誘導・規制を行う都市計画。目指すべき市街地像に応じて、住居、商業、工業など、13種類の用途地域に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められている。

## ライフライン

電気やガスなどのエネルギー施設、電話やインターネットなどの情報通信施設、上下水道施設など、生活に必要な公共インフラ設備のこと。

## 流通業務団地

流通業務地区の中核として、流通業務施設、トラックターミナル、公共施設等を計画的に整備すべき土地の区域を指定した都市施設。

## 流通業務地区

流通機能の向上や道路交通の円滑化等を図る区域について定める都市計画。

## レクリエーション

余暇を活用して、心身の疲れをいやし、休養をとったり、娯楽などを行うこと。

## ワールドカフェ

少人数に分かれたテーブルで自由な対話を行い、1人を残して他のテーブルのメンバーと入れ替えて対話を続けることにより、参加した全員の意見や知識を共有することができる対話手法のこと。